

(4) 酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数

区 分	前 年 度 末 場 数	本 年 度 末 販 売 場 数			計	本 年 度 末 販 売 者 数
		卸 売 に 限 る 旨 の 条 件 が 付 さ れ て い る も の	販 売 方 法 に 条 件 が 付 さ れ て い な い も の	計		
販売方法に条件が付けられていないもの及び卸売に限る旨の条件が付けられているもの 全洋輸出入酒類 自製の酒類 その他酒類 合計	場	場	場	場	者	
	193	36	166	202	67	
	37	-	33	33	16	
	33	6	19	25	8	
	47	10	41	51	18	
	65	15	49	64	6	
	2	-	-	-	-	
	377	67	308	375	115	
	条件が付けられているもの 全酒類 一 般 の も の 一 特 殊 の も の 一 特 期 限 付 計 7,956 一 般 の も の 一 特 殊 の も の 一 特 期 限 付 計 24 203 9 み り ん だ け の も の 293 薬 用 酒 だ け の も の 820 計 1,349 合 計 9,305 媒 代 1 -	7,683	-	-	7,775	6,445
		266	-	-	256	70
7		-	-	1	-	
7,956		-	-	8,032	6,515	
24		-	-	22	12	
203		-	-	267	177	
9		-	-	10	6	
293		-	-	258	46	
820		-	-	820	817	
1,349		-	-	1,377	1,058	
9,305	-	-	9,409	7,573		
1	-	-	1	-		
-	-	-	-	-		

調査時点:平成14年3月31日

用語の説明: 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。

ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を示している。

4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を示している。

(5) 免許場数の累年比較

(単位:場)

区 分	酒 類 製 造 免 許 場 数							酒 類 製 造 場 数	酒 類 販 売 場 数		
	清 酒	合 成 清 酒	し ょ う ち ゅ う		ビ ー ル	そ の 他	計		卸 売 業	小 売 業	計
			甲 類	乙 類							
平成8年度	23	4	5	7	14	72	125	53	388	9,026	9,414
9	24	4	5	7	25	74	139	64	380	9,167	9,547
10	21	4	5	7	32	78	147	69	372	9,230	9,602
11	21	4	6	8	38	83	160	74	369	9,306	9,675
12	17	4	7	8	39	85	160	74	377	9,305	9,682
13	17	3	7	8	33	87	155	70	375	9,409	9,784

調査時点:各年とも翌年3月31日

(注) この表は、「(1)酒類の製造免許場数」、「(4)酒類販売業免許場数及び酒類販売業者数」の累年比較を示したものである。